

神戸市水防計画

令和4年3月

神戸市防災会議

神戸市

目次

第1章	総則	1
第2章	水防組織	1
第3章	重要水防箇所	2
第4章	水防警報	3
第5章	警戒体制	4
第6章	通信連絡	5
第7章	水防施設及び輸送	5
第8章	水防活動	5
第9章	水防信号、水防標識等	9
第10章	協力及び応援	12
第11章	水防報告等	13
第12章	費用負担と公用負担	14
第13章	水防訓練	15
第14章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置	15

第1章 総則

1-1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体である神戸市が、同法第33条第1項の規定に基づき、神戸市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、河川、ため池又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1-2 水防計画の作成等

1. 調査審議機関

この計画は、水防法第33条第2項及び神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）に基づき設置された神戸市防災会議において、調査、審議する。

2. 計画の作成

- (1) この計画は、兵庫県水防計画に応じて定め、神戸市防災会議の審議を経て、兵庫県知事に届け出るものとする。
- (2) 審議を終えた水防計画は、関係警察署長及び消防署長に通知する。

1-3 安全配慮

消防団員・消防職員及び建設事務所の水防作業に従事するもの（以下、「消防団等水防従事者」という。）は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、消防団等水防従事者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

第2章 水防組織

建設局長（建設局防災課長）は、県知事の発令する水防警報等の通知を受けたときは、防災連絡会議（危機管理室）にその旨を報告し、防災連絡会議は、水防活動の必要性に応じ防災指令の発令について協議する。

- (1) 神戸市水防組織は、神戸市災害対策本部条例（昭和38年4月条例第3号）に基づく災害対策本部組織を準用する。
- (2) 水防事務分担は、神戸市災害対策本部規程（昭和43年4月訓令甲第2号）に定める部が担当する事務分掌に基づき水防活動を実施する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3-1 水防地区

水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする。

(1) 河川水防地区 (兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所・神戸市建設局)

名 称		一・二級河川						準用、普通河川		
		水防上最も重要な箇所			次に重要な箇所			重要な箇所		
		箇所	数量	箇所	数量	箇所	数量			
河川数	左岸	15	8	12,203m	17	18	15,070m	2	2	1,440m
	右岸		10	12,713m		19	15,350m		2	1,440m
	工作物		31	-		13	-			

* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料1-1~1-5)

(2) 雨水幹線水防地区 (神戸市建設局)

名 称	箇 所	数 量
雨水幹線	9	2,220m

* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料2-1, 2-2)

(3) 運河・海岸水防地区 (神戸市港湾局・経済観光局、姫路河川国道事務所)

名 称	重要水防区域	危険な区域
運河・海岸	80,665m	100m

* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料3-1, 3-2)

3-2 要監視ため池

(神戸市経済観光局)

名 称	箇 所
ため池	303

* 要監視ため池の選定基準及び要監視ため池一覧表(神戸市水防計画防災データベース水防資料4-1, 4-2)

第4章 水防警報

4-1 水防警報

水防警報とは、兵庫県水防本部長(知事)が指定した河川または海岸について、洪水・津波または高潮等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告することをいう。

4-2 水防警報河川

(1) 洪水にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。

- ・一級河川（1河川）
淡河川
- ・二級河川（12河川）
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。（19河川）

高橋川、天井川、住吉川、西瀬川、石屋川、高羽川、都賀川、西郷川、西谷川、生田川、鯉川、宇治川、新湊川、妙法寺川、千森川、一ノ谷川、塩屋谷川、福田川、山田川

4-3 水防警報の種類

種 別	内 容
第 1 号 待 機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第 2 号 準 備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第 3 号 出 動	水防活動に出動させるもの
第 4 号 解 除	水防活動を終了させるもの

4-4 水防警報の発令

(1) 洪水発生時

兵庫県知事が水防警報を発する河川又は海岸について、神戸県民センター長は、基準量水標の水位が、次表に基づき神戸県民センター長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、神戸土木事務所長は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報する。

種別	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位が水防団待機水位(通報水位)を上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位が神戸県民センターにおいて、水防警報第2号発令水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3号 (出動)	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき 水防事態が切迫し、規模が大きくなると予想されるとき
4号 (解除)	水位が水防警報2号の発令基準水位を下回り、今後水位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(2) 津波発生時

津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

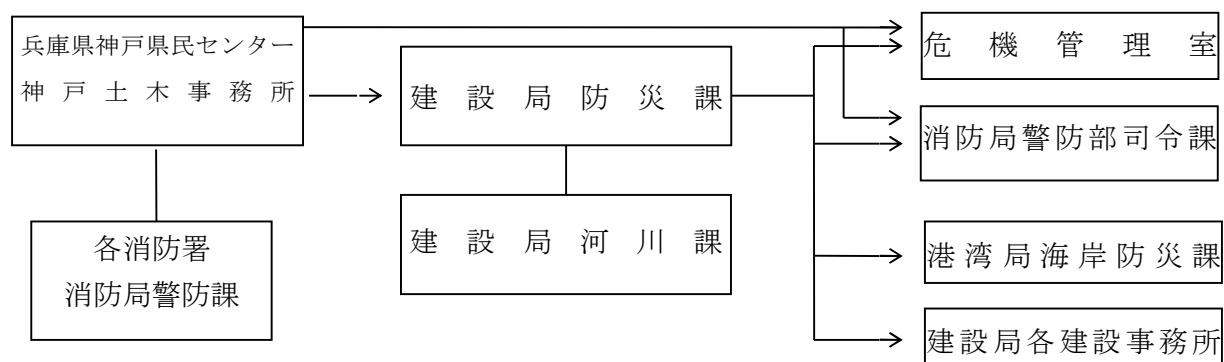
原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があった時は、神戸県民センター長は速かに水防警報を発する。

種別	標準的な発令基準
3号 (出動)	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。(自動発令)
4号 (解除)	大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

4-5 水防警報の伝達

建設局長(建設局防災課長)は、FAXで関係機関に報告するとともに、報告を受けた各関係機関の長は、消防団等水防従事者に必要な措置を伝達する。



第5章 警戒体制

警戒体制(気象予警報等の収集・連絡、市民への情報伝達、水防地区の監視体制、河川内親水空間等における増水安全対策)については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

第6章 通信連絡

水防上特に必要がある場合は、施設の使用について、施設管理者に協力を求めることができる。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電鉄株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力送配電株式会社通信施設

第7章 水防施設及び輸送

7-1 水防倉庫及び施設資器材

水防倉庫及び施設資器材については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章警戒体制及び防災活動計画 1-7 災害用機械器具確保計画」に定めるとおりとする。

7-2 輸送の確保

輸送の確保については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 第9章 災害時交通規制・緊急輸送対策」に定めるとおりとする。

第8章 水防活動

8-1 水防配備

1. 市の非常配備とその解除

(1) 市の非常配備

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び注意報・警報の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

非常配備につく場合の指令の種類、発令基準、配置につくべき職員及び水防態勢の内容は、次のとおりとする。

神戸市水防態勢			
指令の種類	発令基準	配備につくべき職員	水防態勢内容
連絡員待機指令	気象庁の予報又は警報に基づき、いまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員（以下「指定職員」という。）。	・気象予警報、防災指令等の伝達を主に行う連絡態勢。
防災指令第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられ、本市の区域内に相当な影響があると予想される時。 ・その他、災害が発生するおそれがあるが発生時期、災害の規模等の予測が困難なとき。 	指定職員	・事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動出来るよう待機させるもの。
防災指令第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の区域内における震度が5弱若しくは5強の地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたとき。 ・その他災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。 	指定職員	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される水害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置。 ・水防事態が発生すれば直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
防災指令第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報があつたとき。 ・その他大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。 	全職員	・水防活動に出動させるもの。

（2）市の水防態勢の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、本市防災指令を解除し、周知させなければならない。

2. 消防団等水防従事者の水防態勢とその解除

（1）消防団等水防従事者の水防態勢

消防団等水防従事者の水防態勢は、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

（2）消防団等水防従事者の水防態勢の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、本市防災指令を解除し、周知させなければならない。

8-2 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、消防団長又は消防署長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設及びため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設及びため池等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 出水時

水防管理者等は、洪水等にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所管土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所管土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

8-3 水防作業

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

8-4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場合に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般の交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

8-5 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

8-6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

8-7 避難のための立退き

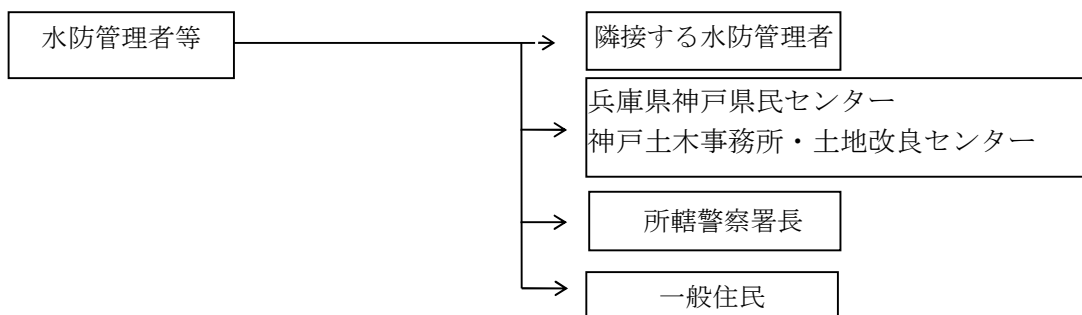
洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

立退き計画については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第5章 避難計画 5-3、4」に定めるとおりとする。

8-8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1. 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川等の管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供を行うものとする。



2. 決壊後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第9章 水防信号、水防標識等

9-1 水防信号

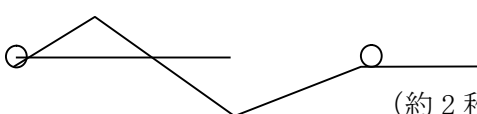
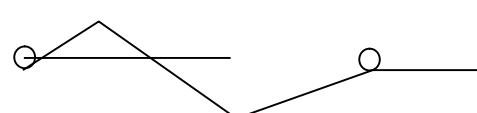
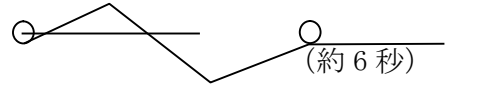
1. 水防のための通信は、「地域防災計画(風水害対策編)応急対応計画」に定めるほか、水防信号を使用して知らせる場合は、次の方法による。


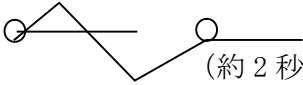
- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標が氾濫注意水位(警戒水位)に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速20m/s程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2. 水防信号は、兵庫県水防信号規則(昭和24年兵庫県規則第91号)に基づき次により行うものとする。

信号	警 鐘 信 号			サイレン信号					
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 - 休止	約5秒 ○	約15秒 - 休止	約5秒 ○	約15秒 - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○	約6秒 - 休止	約5秒 ○	約6秒 - 休止	約5秒 ○	約6秒 - 休止
第3信号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒 ○	約5秒 - 休止	約10秒 ○	約5秒 - 休止	約10秒 ○	約5秒 - 休止
第4信号	乱 打			約1分 ○	約5秒 - 休止	約1分 ○	約5秒 - 休止	約1分 ○	約5秒 - 休止
1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。									

3. 津波警報・警報・注意報を警鐘又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●-●	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) ●-● ●-● ●- ●	(約5秒)  (約6秒)

大津波警報標識	 <p>(連点)</p>	<p>(約 3 秒)</p>  <p>(約 2 秒) (短声連点)</p>
---------	---	---

注意 1) 鳴鐘または吹鐘の反復は、適宜とする。

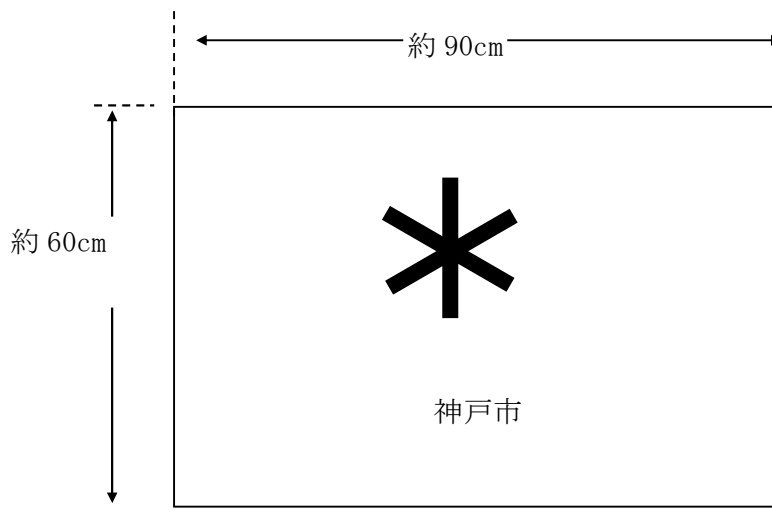
4. 旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標識				
津波注意報標識					
津波警報標識	<table border="1" data-bbox="708 591 1145 741"> <tr> <td data-bbox="708 591 927 667">赤</td> <td data-bbox="927 591 1145 667">白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 667 927 741">白</td> <td data-bbox="927 667 1145 741">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				
大津波警報標識					

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

9-2 水防標識

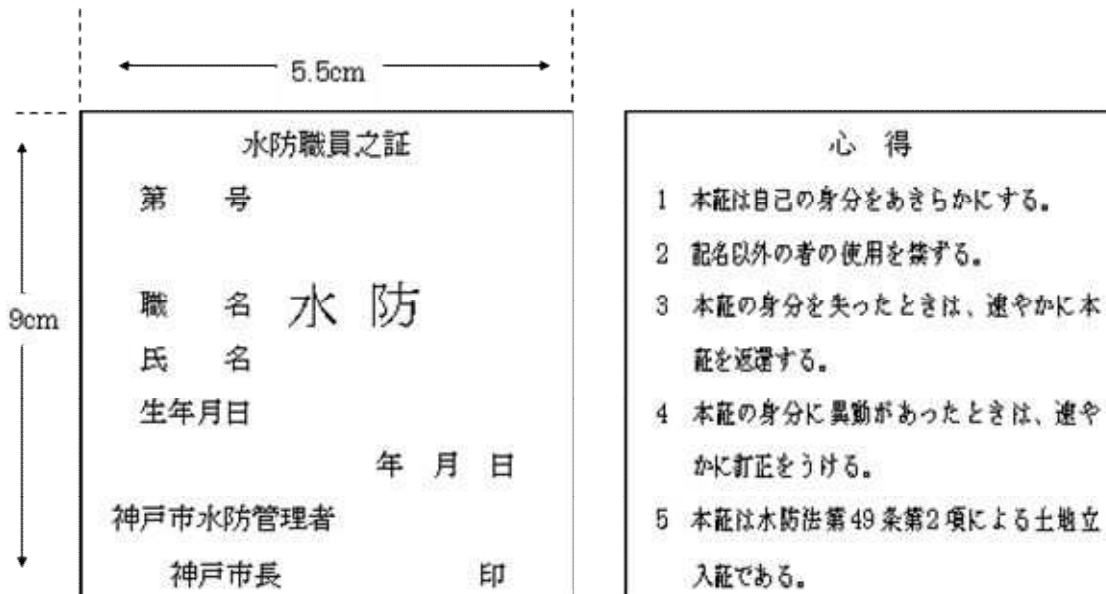
水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ兵庫県公安委員会と協議したもので、次の標識を掲げ警鐘又はサイレン吹鳴を併用するものとする。



(注) 白地 水の文字は赤字
ただし火災時使用の標識を使用しても差支えない。

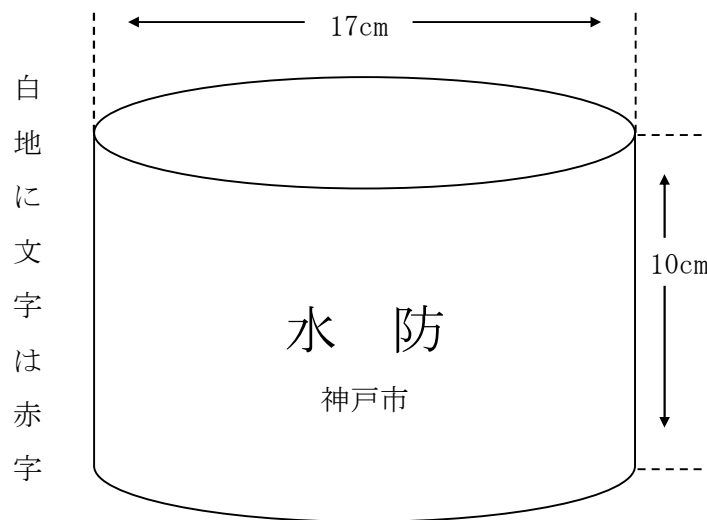
9-3 身分証票

水防法第49条第2項の規定に基づく、本市職員の身分を示す証票及び腕章は、次のとおりとする。



(注) 水防の文字は赤色 表

裏



第10章 協力及び応援

10-1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

10-2 隣接水防管理団体との協力及び応援

隣接水防管理団体との協力及び応援は、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-1 広域応援要請」に定めるとおりとする。

10-3 警察署との関係（緊急非常事態）

1. 水防管理者と警察署との協議事項

警察署とは水防法により以下の事項について、あらかじめ協議しておくものとする。

- ① 水防上緊急を要する通信のための警察電話の使用について（法第27条第2項）
- ② 水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定について（法第21条）
- ③ 水防上必要があるときの警察官の出動について（法第22条）
- ④ 避難立ち退き指示の場合における警察署長への通知（法第29条）

10-4 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-2 自衛隊の派遣要請」に定めるとおりとする。

10-5 県との連携

市は、県が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

10-6 企業（地元建設業等）との連携

市は、災害時応急対策業務に関して市内協力会と協定を締結している。協定締結先は「神戸市地域防災計画 防災データベース 協定関連資料 4-1」のとおり。

10-7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 1 章 水防報告等

1 1 - 1 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- ① 水防実施状況報告書(様式 1)
- ② 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- ③ 法第 24 条の水防従事者又は雇い入れられた者の住所、氏名及び出動時間、理由
- ④ 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- ⑤ 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者、事由、使用場所
- ⑥ 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及び事由、除去場所
- ⑦ 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- ⑧ 法第 29 条による立退き指示の理由及び状況
- ⑨ 警察署の援助状況
- ⑩ 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- ⑪ 現場指導の公務員の職氏名
- ⑫ 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- ⑬ 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- ⑭ 警戒中の水位観測表
- ⑮ 水防法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
- ⑯ 水防法第 32 条の 2 水防訓練の概要

1 1 - 2 報告

1. 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池に関しては県神戸土地改良センターを経由して知事に対し 3 日以内に報告するものとする。

- ① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑮の事項
- ② その他必要と認める事項

2. 土木事務所長等への連絡

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

- ① 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位又は氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 水防の警戒を解除したとき
- ④ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- ⑤ 水防法第 23 条第 1 項による他の水防団または消防機関に応援を求めたとき
- ⑥ 水防法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況
- ⑦ 水防法第 29 条による立ち退き指示の事項
- ⑧ その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち①については直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門等の管理者へ、②、⑥及び⑦については関係警察署及び隣接水防管理者及び区役所保健福祉部へ通報する。

第12章 費用負担と公用負担

12-1 費用負担

1. 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。

他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

2. 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

12-2 公用負担

1. 公用負担権限

法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①～④（③における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2. 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

3. 公用負担命令書

法第28条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">第〇号</div> <p style="text-align: center;">公用負担命令証</p> <p style="text-align: center;">目的物 水防法第28条第1項により使用 (収用処分)する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p> <p>〇 〇 様</p>	<p style="text-align: center;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center;">職名 氏名</p> <p>上の者に〇〇区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任し たことを証明する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印</p>
--	---

4. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防訓練

水防計画の習熟と検証、関係機関、市民等との連携体制の強化、実践を通じての防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等と連携し圏域の広がりや施設の特性に応じた防災訓練を実施する。

第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1. 洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図は、防災データベース 共通編 資料6-2-2のとおり。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

- ①洪水予報・水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要

する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設は、「神戸市地域防災計画 防災データベース 風水害等対策編 応急対応計画 資料5-4-1, 2」のとおり。

3. 神戸市広報紙防災特別号「くらしの防災ガイド」（洪水ハザードマップ）

浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、神戸市広報紙防災特別号「くらしの防災ガイド」を作成し洪水浸水想定区域を掲載している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

参考

「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画
1-1 警戒体制」

1-1 警戒体制

1. 気象予警報等の収集・連絡

気象台の発表する大雨注意報、大雨警報・土砂災害警戒情報等の気象情報、及び市内各地に設置された気象観測施設からの気象データ等の情報及び関係機関、市民等からの災害情報は、災害応急対策を実施するうえで欠くことができないものであるから、予め定められた収集及び連絡の方法により、迅速かつ的確に行う。

(1) 気象注意報・気象警報等の種類及び基準等(防災 DB 風応急 資料 1-1-1)

神戸市域における気象注意報・気象警報等の種類及び基準等は、概ね次のとおりである。

① 注意報

注意報とは、神戸地方気象台が気象等によって災害の起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

② 警報

警報とは、神戸地方気象台が気象等によって重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

③ 特別警報

特別警報とは、神戸地方気象台が気象等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

④ 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する情報で、当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表するものをいう。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。※冬期は県北部、県南部で発表。

⑤ 気象情報

気象情報とは、神戸地方気象台が気象の予報などについて、気象業務法に基づき発表するものをいう。

ア 注意報、警報、特別警報に先立って注意を喚起するためのもの

イ 注意報、警報、特別警報が発表された後、より詳細な内容の補完や解説及び予告をするもの

⑥ 火災警報

火災警報とは、神戸地方気象台が発表した火災気象通報を兵庫県から受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められる時、消防法第22条に基づき神戸市長が発令するものをいう。

ア 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて神戸市や神戸市消防本部に伝達される。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報発令基準（神戸市火災予防規則第3条）

(ア) 風速15m以上になったとき

(イ) 実効湿度45%以下に低下したとき

(ウ) 風速8m以上となり、実効湿度60%以下に低下し、火災発生の危険率が大であると認められるとき

ウ 火災注意報発令基準

気象状況が火災警報発令基準に近く、かつ住民に対して注意を促す必要があると認められるとき

⑦ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等により災害が予想される場合において、指定する河川、湖沼

又は海岸について、県知事が水防法第16条に基づき発令するものをいう。

⑧ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定し、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表するものをいう。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

⑨ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

⑩ 竜巻注意情報

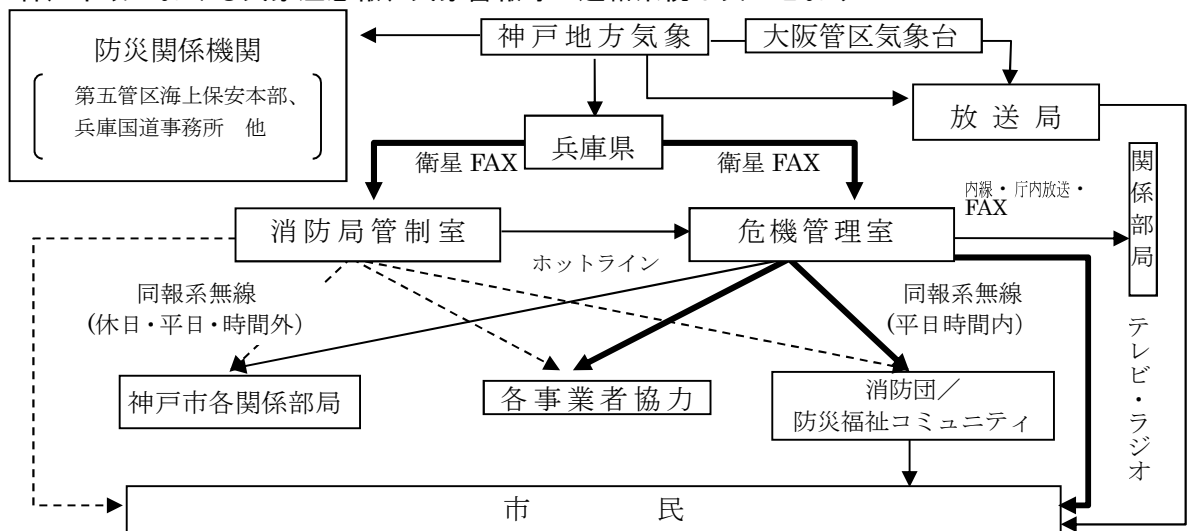
竜巻注意情報とは、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表するものをいう。なお、実際に危険度が高まっている場所はナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が県南部・県北部の単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 気象予警報等の収集・連絡方法

① 神戸市域における気象注意報、気象警報等の連絡系統は次のとおり



※太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

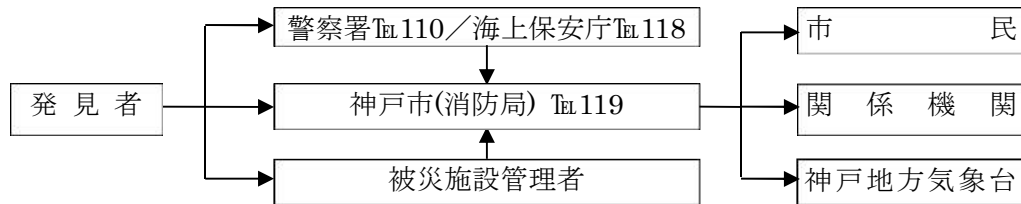
② 気象台の発する気象予警報等の収集連絡方法

- ・ 兵庫衛星通信ネットワークから入手
- ・ 兵庫県フェニックス防災システムから入手
- ・ 気象庁ホームページから入手
- ・ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）から入手
- ・ 上記の手段により入手不可能な場合は、消防局の無線移動局を気象台に派遣し、収集する。

③ その他の災害情報の収集連絡方法

ア 異常現象発見者の通報

- (ア) ガス爆発、異常な地形の変動等の異常現象を発見した者は、電話等で消防局、警察署、海上保安庁又はガス会社等被災施設の管理者に通報する。
- (イ) 上記の通報を受けた警察署、海上保安庁、ガス会社等被災施設の管理者は、直ちに消防局へ通知する。
- (ウ) 消防局は、異常現象の通報を受けた時は、直ちに関係機関へ連絡し、早急に応急対策を取る。
そのうち、地象、気象、水象に関する異常現象については神戸地方気象台へ通報する。
- (エ) 連絡系統図

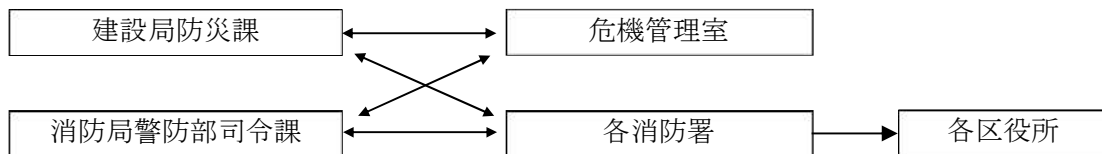


イ 火災警報

火災警報は、消防本部及び各消防署から主要指定防火対象物の管理者及び報道機関へ電話で連絡する。掲示板及び広報車等より市民へ連絡する。

(3) 雨量情報の収集連絡方法

- ① 雨量観測所設置場所 (防災DB 風応急 資料1-1-2)
- ② 雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。



(4) 潮位情報の収集

神戸市水防情報 (高潮防災情報) システムでメリケンパーク内に設置している神戸検潮所 (神戸地方気象台) の観測情報を収集する。潮位情報はテレホンサービス (Tel078-322-1904)、または神戸港防災ポータルサイト (<https://kobeko-bousai.jp/>) で収集できる。
神戸港防災ポータルサイトでは、新たに港湾局で設置した潮位データ (東部三工区) も閲覧できる。



(5) 神戸市水防情報システムによる情報収集

① 神戸市水防情報システム

神戸市レーダ、雨量、水位、風向風速観測、データの提供及び気象庁の気象情報に基づいた日本気象協会等からの予測情報等を提供する。

② 情報内容

- ・ 神戸市レーダ情報
- ・ テレメータ観測情報 (雨量・水位・風向・風速)
- ・ 気象情報
気象予報、注意報・警報、台風情報、雷情報、神戸のこよみ 他

2. 市民への情報伝達

(1) 緊急情報の種類

- ① 気象情報、気象予警報
- ② 水防監視により得られた河川水位、潮位等の情報のうち避難判断水位、氾濫注意水位、警戒潮位など災害発生との関連が強いもの

注) 避難判断水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位）
氾濫注意水位（水防法第13条で規定される警戒水位）
水防団待機水位（水防法第13条で規定される指定（通報）水位）

- ③ 土砂災害警戒情報
- ④ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- ⑤ 被害発生あるいは発生の恐れに関する情報
- ⑥ その他、市民が災害から身を守るために必要な情報

(2) 情報伝達方法

- ① 緊急情報は、防災行政無線拡声子局、戸別受信機等を通じて伝達する。
- ② 希望する市民に対しては、緊急情報（気象情報等）・避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、携帯端末等に神戸市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。
- ③ 緊急情報のうち、住民等への連絡内容が緊急を要し、他の方法によって連絡することが困難であり、マスコミによる放送を必要とする場合は、市長は、県知事を経由して、災害時における放送要請に関する協定(防災DB 協防災関連 資料2-1～3)に基づき、放送要請を行う。
- ④ 特殊な情報、特定地域のみに対する緊急情報は、その内容に応じて、次の方法のいずれかにより周知する。
 - ・ 広報車等の拡声装置の利用
 - ・ 水防計画によるサイレン、警鐘の使用（水防信号）
 - ・ 電話、口頭等による戸別の通知
 - ・ ヘリコプター等の拡声装置の利用

(3) 河川増水警報システム

河川内の親水施設や遊歩道の利用者に対し、気象予報（大雨・洪水警報又は注意報）に連動して回転灯を作動させることで、増水への注意喚起を促す。

3. 水防地区の監視体制

(1) 量水標等の監視

量水標等監視責任者（量水標は消防署長、潮位計は港湾局海岸防災課防災担当課長）は、あらかじめ連絡員及び監視員を定め、水防関係部に防災指令が発令された場合など、水防活動上必要があると認めた時は、量水標等の監視にあたらせる。

なお、量水標設置箇所及び水防団待機水位、氾濫注意水位については、防災DB 風応急 資料1-1-3に示す。

また、警戒潮位について、防災DB 風応急 資料1-1-4に示す。

(2) 監視員及び連絡員の配置

各量水標等には、監視員及び連絡員を配置する。

(3) 観測結果の記録

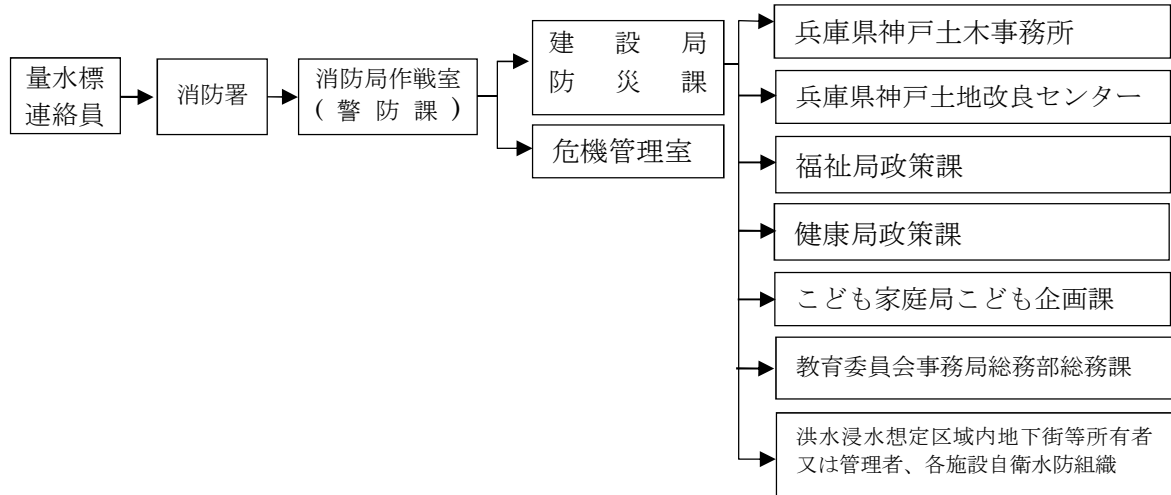
監視員は、水位観測表を備え、観測した水位を記録する。様式を防災DB 風応急 資料1-1-5に示す。

(4) 水位の報告

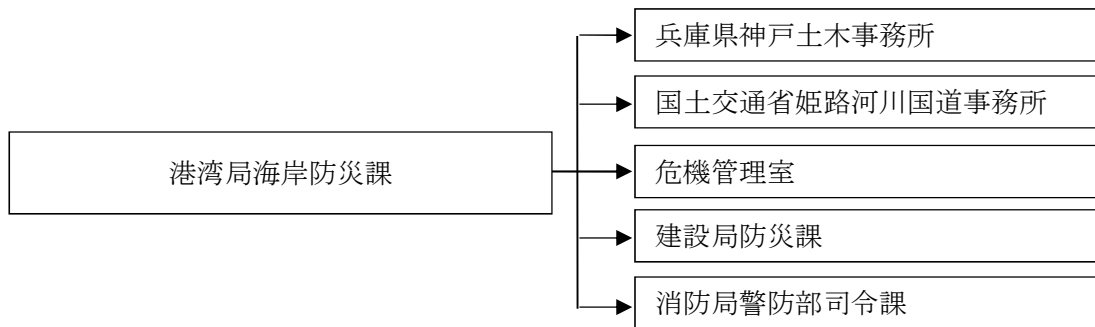
監視員は量水標等の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、または氾濫注意水位に達した時、直ちに量水標等監視責任者へ報告する。また、減水したときも同様とする。

(5) 連絡系統

① 水防団待機水位及び氾濫注意水位の場合



② 警戒潮位の場合



(6) 貯水池、防潮堤の監視

監視員は、貯水池、防潮堤の管理者より派遣された監視員と緊密な連携を保ち、貯水池、防潮堤決壊の恐れがある場合は、水門開閉を別に定めるそれぞれの操作要項に基づいて行う。

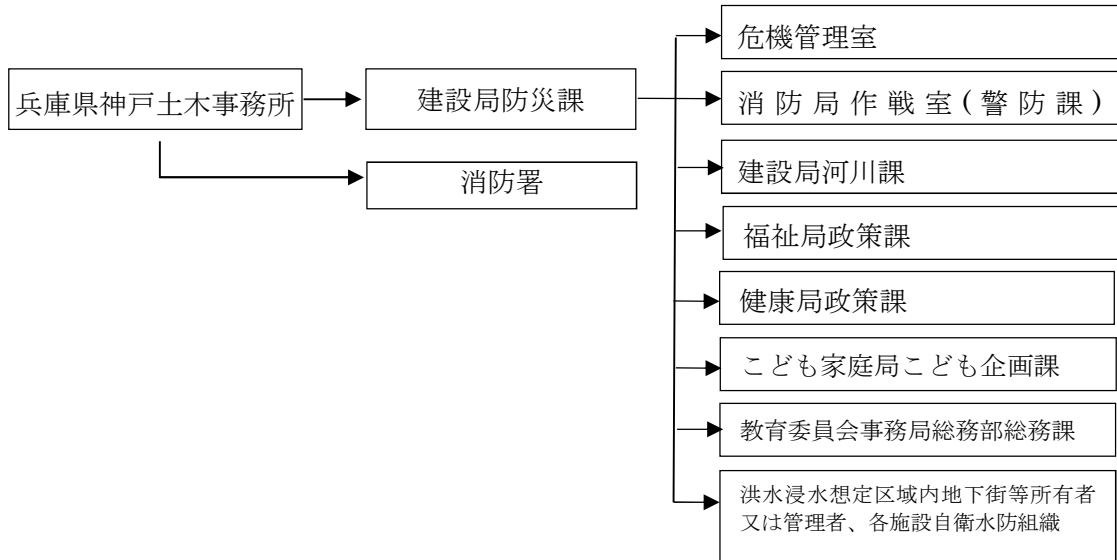
(7) 兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所との連携

① 兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等(防災DB 風応急 資料1-1-6)

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、次のとおり神戸市に水位を報告する。

- ・ 水防団待機水位に達したときから、この水位を下まわるまでの間の1時間ごと
- ・ 氾濫注意水位に達したとき
- ・ 避難判断水位に達したとき
- ・ 氾濫注意水位又は水防団待機水位を下まわったとき

ア 河川水位の連絡（県所管量水標水位）

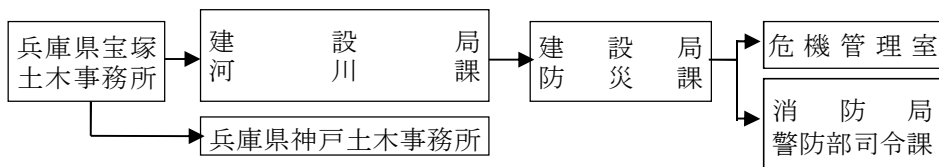


② 青野ダムの放流の連絡（防災DB 風応急 資料1-1-7）

県宝塚土木事務所は、気象、水象、その他の状況によってやむを得ず放流（ただし書き操作）し、下流に急激な水位上昇が生じると予想される時は、下記のとおり連絡する。

- ・ ただし書き操作に移行する1時間前まで
- ・ ただし書き操作開始
- ・ ただし書き操作終了

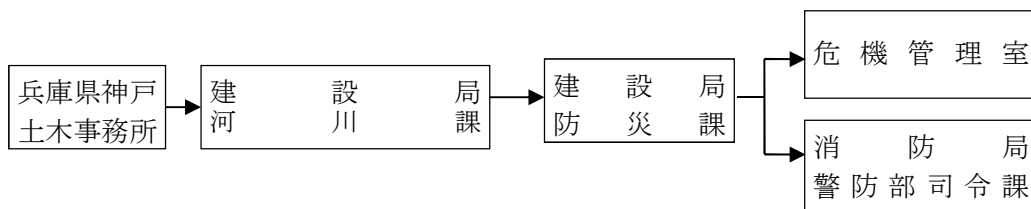
ア 青野ダムの放流の連絡



③ 天王ダム・石井ダム放流の連絡

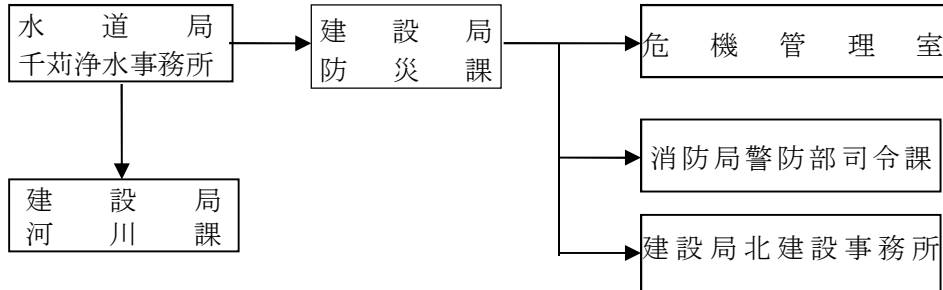
県神戸土木事務所は、非常用洪水吐から自然越流する時、その他特にやむを得ない理由で放流を行う場合、これによって生じる危害を防止するため、必要があると認める時は、少なくとも放流を開始する30分前までに連絡する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

ア 天王ダム・石井ダム放流の連絡



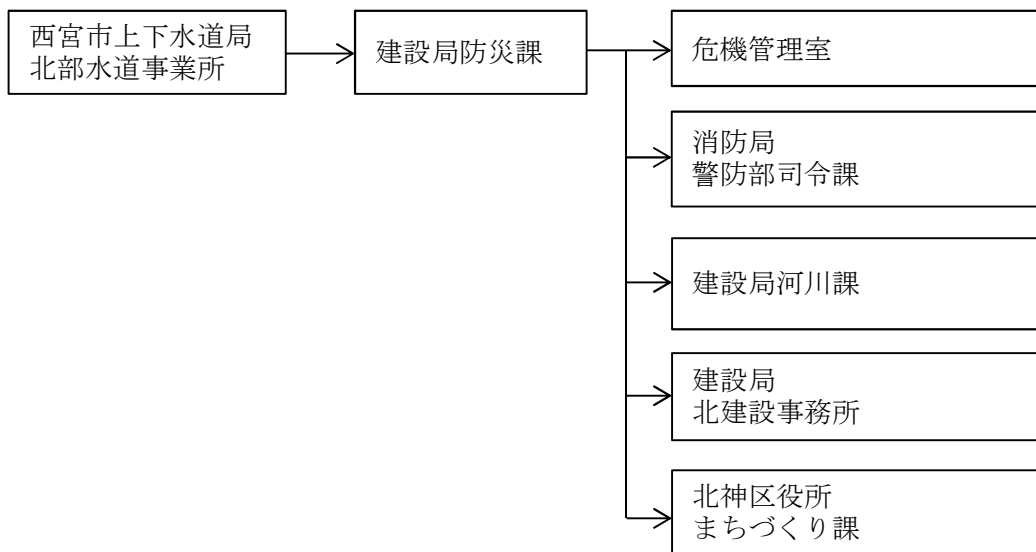
④ 千苺ダム放流の連絡（水道局）

水道局千苺浄水事務所は、千苺ダム操作規程第11条の規定に基づきダムから放流する場合に行う河川法第48条による関係機関への通知を、同規程第14条に基づき、放流の開始の少なくとも1時間前に行う。



⑤ 丸山ダム放流の連絡（西宮市）

神戸市は河川法第48条に基づき、西宮市上下水道局北部水道事業所より、放流の開始1時間前に連絡を受ける。



※道場出張所へは北神区役所まちづくり課より連絡

(8) 排水ポンプ場の監視

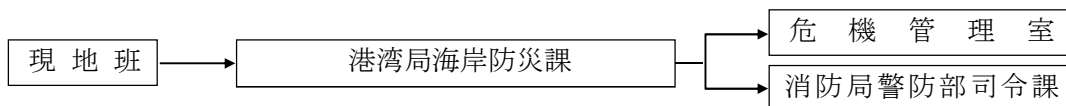
建設局の各水環境センターは、雨量等を監視し、雨水ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

ポンプ場名	所在地	ポンプ場名	所在地
魚崎ポンプ場	東灘区魚崎南町2-1-15	和田岬ポンプ場	兵庫区吉田町1丁目
本庄ポンプ場	東灘区深江南町4-6-5	浜中ポンプ場	兵庫区浜中町2-18
京橋ポンプ場	中央区新港町1-11	島上ポンプ場	兵庫区鍛冶屋町1-1-17
宇治川ポンプ場	中央区東川崎町1-1-2	南駒栄ポンプ場	長田区南駒栄町1-66
中突堤ポンプ場	中央区波止場町3-13	外浜ポンプ場	須磨区外浜町2-2-5
小野浜ポンプ場	中央区小野浜町4-1	吉田ポンプ場	西区森友1-26
湊川ポンプ場	兵庫区湊川町1-1	上池ポンプ場	西区玉津町上池266

港湾局は、潮位及び雨量等を監視し、ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

ポンプ場名	所在地	ポンプ場名	所在地
魚崎浜ポンプ場	東灘区魚崎浜町	東川崎ポンプ場	中央区東川崎町4丁目
魚崎浜第2ポンプ場	東灘区魚崎浜町	大輪田ポンプ場	兵庫区切戸町
新在家ポンプ場	灘区新在家南町5丁目	出在家ポンプ場	兵庫区出在家町2丁目
新港ポンプ場	中央区小野浜町	深江浜第1ポンプ場	東灘区深江浜町
住吉浜ポンプ場	東灘区住吉浜町	深江浜第2ポンプ場	東灘区深江浜町
苅藻島排水ポンプ	長田区苅藻島町2丁目		

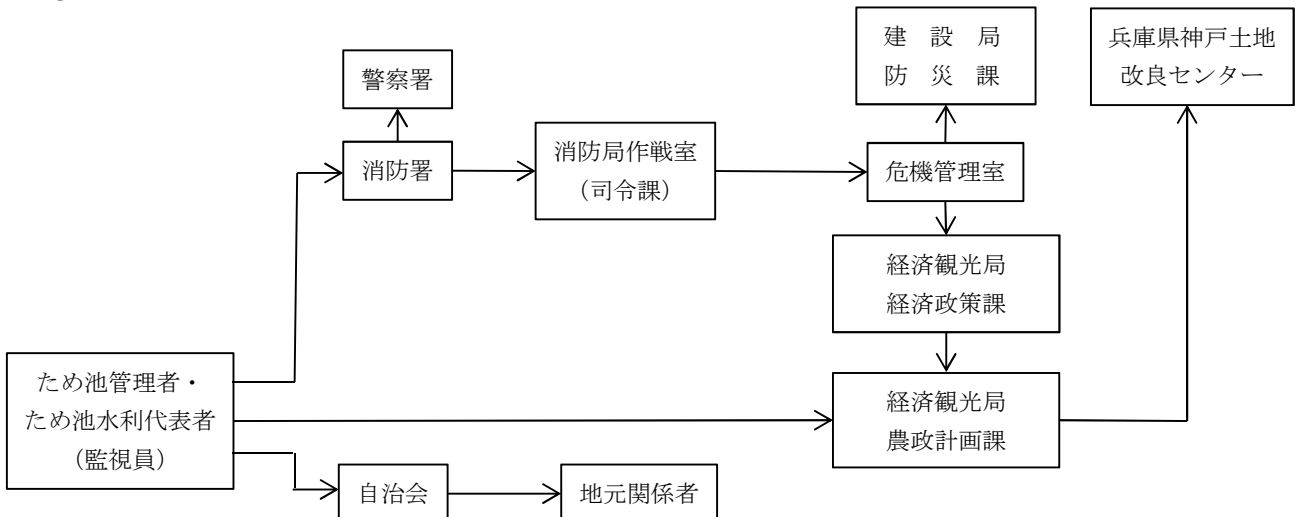
(9) 防潮堤の監視(海岸保全区域内)



(10) ため池の監視

ため池管理者・ため池水利代表者は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池(防災重点農業用ため池)についてパトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を取る。

① ため池連絡系統



(11) 水防上影響のある工事の監視

本市水防関係部局に防災指令が発令された時は、工事施工者は厳重な警戒を行い、危険な状況が予想されるときは必要な措置を講じる。

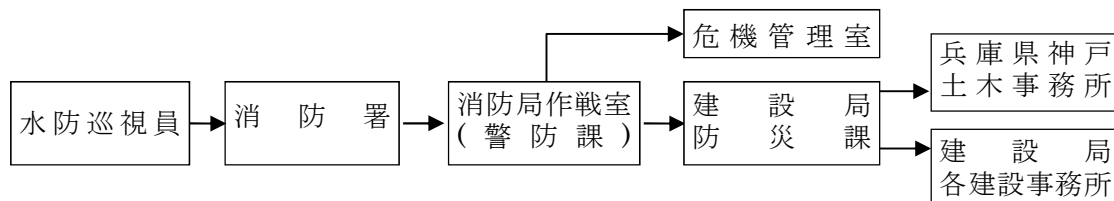
(12) 水防配備

水防地区の水防監視等は、次のとおりとする。

① 水防巡視員の配置（防災指令第1・2号発令時）

消防署長は、あらかじめ水防巡視員を定め、河川水防地区の巡視にあたらせる。

ア 水防巡視員の連絡系統



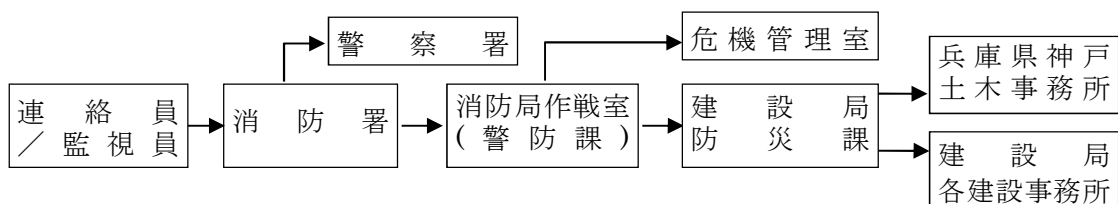
② 水防監視員・連絡員の配置（防災指令3号発令時）

・消防署長は、量水標等の監視により水防団待機水位に達する恐れがある場合、消防団に対して水防地区監視のため出動待機を求め、水防団待機水位に達した時は、直ちに警戒にあたらせる。

・河川水防地区において水防団待機水位に達した時は、監視員、連絡員が監視にあたる。監視員は異常を発見した時は、直ちに連絡員に連絡し、連絡員は消防署長に報告する。

・監視員・連絡員は、消防団員とする。

ア 水防監視員・連絡員の連絡系統



(13) 消防団の水防活動

消防団員は、予め定められた方法で連絡を受けた時は、次の区分により水防活動に出動する。
(防災DB 地応急 資料5-5-1 消防団の組織及び人員数)

① 出動準備

消防署長は、次に定める場合に消防団員の出動準備体制をとる。

ア 河川の水位または海岸の潮位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき

イ 気象状況等により水災による危険が予想されるとき

ウ ため池の危険が予想されるとき

エ 兵庫県の発令する水防警報第1号又は第2号の発令があったとき

オ 本市水防関係部局に防災指令第1号が発令されたとき

② 出動

消防署長は、次に定める場合は消防団員を予め定められた計画に従い出動させ、警戒配備にあたらせる。

ア 河川の水位又は海岸の潮位が氾濫注意水位又は警戒潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき

イ 気象状況などにより水災による危険が切迫したとき

ウ 堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の来襲が予想されるとき

- (ア) 避難指示の発令時の避難所への誘導及び救援活動
- (イ) 住民の救助、救出
- (ウ) 災害の警戒パトロール
- (エ) 負傷者の応急手当
- (オ) 各区域内の監視、警戒、水門管理者への連絡、通報
- (カ) 水防に必要な資機材の点検整備
- (キ) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び管理者に対する閉鎖の応援

エ ため池の危険が切迫したとき

オ 兵庫県の発令する水防警報第3号が発令されたとき

カ 本市水防関係部局に防災指令第2号又は第3号が発令されたとき

③ 水防作業

ア 消防団員・消防職員及び建設事務所の水防作業に従事するもの（以下、「水防従事者」という。）は、別に定める水防信号第1号で出動待機し、水防信号第2号で出動し水防活動に従事する。

イ 水防管理者（市長）は、兵庫県神戸土木事務所又は神戸土地改良センターから洪水、もしくは高潮等の恐れがあるとの報告を受けた時は、現場に水防従事者を出動させ、水防活動を実施する。

ウ 水防従事者は、できる限り氾濫による被害の拡大を防止するよう努める。

(14) 消防団の水防以外の活動

消防団員は生業をもっており、その上で消防団の活動に従事している。消防団員は、消防活動のほか、特に次の活動を行う。

- ① 消防団員は地域住民であるので、防災リーダーとして防災福祉コミュニティ活動の支援、訓練の指導を行う。
- ② 市街地の各消防団も、北及び西消防団と同様に消火活動、救急救助活動を行う。

(15) 道路パトロール

集中豪雨等により災害発生の恐れのある主要幹線道路とその沿岸区域についてパトロールを実施し、関係各課及び建設事務所ならびに関係機関の緊密な連絡の下に、災害発生または予想箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

4. 河川内親水空間等における増水安全対策

市民が手軽に河川を利用できる憩いの場として親水施設や遊歩道が河道内に整備されているが、大雨等により流量・流速が急激に増加したり、水位が急上昇した場合、利用者の安全を脅かしかねない。このため、大雨注意報や警報で河川の増水が予想される時に、利用者が危険を察知して速やかに避難するようにハード対策及びソフト対策を進める。

(1) ハード対策

以下の河川に増水警報システムを設置。

- ① 二級河川：住吉川、石屋川、都賀川、生田川、苧川、宇治川、新湊川、石井川、妙法寺川、天井川、福田川、山田川、有馬川（回転灯）
- ② 普通河川：六甲川、天井川（回転灯、音声）

(2) ソフト対策

- ① 学校部は、神戸の地形や気象のメカニズムの特性を考慮した教材による、児童生徒への防災教育を行う。
- ② 区本部及び消防部は、防災福祉コミュニティをはじめとする地域団体と協力し、利用者への注意喚起や河川の安全利用に係る啓発活動、防災訓練等に取り組む。
- ③ 危機管理部は、ひょうご防災ネットへの加入促進及び適切な情報発信に努める。

- ④ こども家庭部は、放課後児童クラブや保育所に対し、増水事故防止に向けた啓発、周知に努める。